

## ～ 春日部公証役場からのお願い ～

感染症予防の為、当事者および証人の方以外は  
可能な限り来所をご遠慮下さい。

ご病気の方が遺言作成にいらっしゃる場合が多いためです。

パンフレットをご覧いただいた上で対面相談をご希望の場合は、  
事前にご予約をお願い致します。

公正証書作成のご依頼の際は、「FAX」「mail」「郵便」のいずれかの方法で  
日中連絡可能な電話番号を記載の上、必要な書類を事前にお送りください。

書類確認後、文案を作成し担当者より御連絡させていただきます。

御不便をお掛けすることになりますが、  
御理解・ご協力の程よろしくお願い申し上げます。

以上。



「感染防止対策ガイドライン」

日本公証人連合会 ホームページ より

<https://www.koshonin.gr.jp/news/nikkoren>



# 遺言 公正証書

作成の手続, Q & A, 公正証書の文例



## 春日部公証役場

住所	〒344-0067 埼玉県春日部市中央一丁目51-1 春日部大栄ビル3階
☎	048 (792) 0811
FAX	048 (792) 0812
✉	kasukabe@kasukabe-notary.jp
HP	<a href="https://kasukabe-notary.jp/">https://kasukabe-notary.jp/</a> ※ 令和4年10月より変更となりました。
受付時間	平日9:00~12:00, 13:00~17:00 ※ 土日祝日はお休みです。

当役場は  
完全予約制です。

ご来所前に  
必ずご連絡ください。

# 目次

《 遺言公正証書作成の手順 》	4
1 必要書類を送付される前にご準備いただきたいこと	6
.....	6
(2) 公証役場に事前にお送りいただきたい必要書類について	8
遺言に関するQ&A	11
Q 1 そもそも、遺言とは、どのような意味があるものなのですか？	11
Q 2 遺言のないときは、亡くなった方の財産は、どうなりますか？	11
Q 3 遺言をするためには、どういうことに注意すればよいのですか？	12
Q 4 「自筆証書遺言」とは、どのようなものですか？	12
Q 5 「公正証書遺言」とは、どのようなものですか？	13
Q 6 「秘密証書遺言」とは、どのようなものですか？	13
Q 7 「遺留分」とは、どういうことですか？	13
Q 8 遺言が特に必要な場合とは、どのような場合ですか？	14
1 夫婦の間に子供がいない場合	14
2 再婚をし、先妻の子と後妻がいる場合	14
3 亡長男の嫁に財産を分けてやりたい場合	14
4 内縁の妻に財産を引き継がせたい場合	15
5 個人で事業を営み、又は農業に従事をされている場合	15
6 特別の事情があって特定の方に相応の財産を引き継がせたい場合	15
7 相続人が全くいない場合	15
Q 9 遺言は、いつするべきものでしょうか？	15
Q 10 遺言は、後に訂正や取消し（撤回）が自由にできますか？	16
Q 11 障害を抱えた子の将来の面倒を見ることを条件に、第三者に財産を 与えるという遺言はできますか？	16
Q 12 財産を妻に相続させる遺言をしようと思いますが、もし、妻が私より 先に死亡したらどうなりますか？	16
<b>Q 13 公正証書遺言を作成する場合の手数料は、どれくらいかかるのです か？</b>	17
遺言公正証書の文例	19
終活	21
動画のご案内	22
春日部公証役場 所在地のご案内	23

## 《 このパンフレットの骨子 》

### ■ 遺言公正証書を作成することには大きな意味があります。

- \* 遺言公正証書を作成しておくことで、遺産をめぐる争いを防ぐことができますし、相続手続を楽に進めることができます。

### ■ 公正証書の作成手続は面倒ではありません。

- \* 遺言内容をご記入後、必要書類とあわせてお送りください。詳しくは8ページ～10ページをご覧ください
- \* 遺言公正証書を作成するためには、遺言者本人の印鑑登録証明書と実印（登録印鑑）は必要です。
- \* 遺言者が病気などにより公証役場に来所できない場合には、公証人が遺言者の御自宅、入院先病院、老人ホーム等の滞在先にうかがって作成することもできます。その際、遺言者様がどのような健康状態であるか事前に教えていただきます。（医師の診断書を依頼する場合もございます。）

### ■ 公正証書の作成手数料は法令で定められています。

- \* 公正証書作成の手数料は、遺産の価額、遺産を引き継ぐ方の人数、公正証書の枚数によって異なりますが、大多数の方々の手数料は、概ね4万円～10万円の範囲内です。

詳細は、このパンフレットの「遺言に関するQ&A」Q13（17ページ～）をご覧ください。

# 《 遺言公正証書作成の手順 》

依頼

- 1** 事前に揃えていただいた必要書類をご連絡先を記載の上、  
郵送・FAX・メールのいずれかの方法で送って下さい。

必要書類については8ページを  
ご確認ください。



- 2** 公証人が書類を確認し、遺言者のご意向に従った公正証書「案文」及び「連絡文（手数料を記載したもの）」を作成します。

開所日の1週間程度お時間を  
いただきます（混雑状況によ  
ります）。



- 3** 公証人が作成した「案文」及び「連絡文（手数料を記載したもの）」  
をお客様へ送ります。



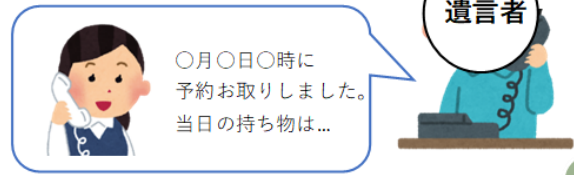
**必ず遺言者ご本人が**  
ご確認ください。

- 4** **必ず遺言者ご本人が確認してください。**  
内容確認後、遺言者または代表者が公証役場へご連絡をお願いします。  
※ 修正されたい箇所や聞きたいことなど遠慮されることなくお申し  
出ください。



**5** 遺言者から修正がない事を確認し、公正証書の最終案が確定した後、公正証書として完成させる日時・場所を決めます。

※ 必ず遺言者ご本人が証人2人立会いのもと公証人の前で作成する必要があります。  
代理人による作成はできません。



【 作成当日必ずお持ちいただくもの 】

- ◎ 事前に依頼した書類
- ◎ 遺言者は**実印**（印鑑登録証明書と合致する印）
- ◎ 証人は**認印**（朱肉を使用しないスタンプ印は不可）
- ◎ 手数料 ※現金でお支払いいただきます。



お客様とのやり取りが滞りなく進んだ場合、ご依頼を受けてから1か月ほどで作成できます。（混雑状況により前後します）

**6** 来所後、受付窓口にて「予約した〇〇です」とお伝えください。当日、作成する部屋に入れるのは遺言者ご本人及び証人2人のみです。お連れのお客様は、入室出来ませんので受付窓口の椅子でお待ちください。



3人のみ  
お部屋にご案内します。

遺言者と証人の方々に、公正証書「最終案」の内容を確認していただいた上、署名・押印をしていただき公正証書として完成します。

**7** 当時者の方々に、完成した遺言公正証書の「正本」及び「謄本」をお渡しします。封をせずに大切に保管してください。



# 遺言公正証書を作成される方に

遺言公正証書は、公証人が遺言者ご本人の遺言能力と意思を、しっかりと確かめさせていただいた上で作成します。

この手続を円滑に進めるために  
事前に準備していただくべきことがあります。

## 1 必要書類を送付される前にご準備いただきたいこと

(1) 遺言者ご本人が遺言の内容(次のア～オ)を決めてください。

「別紙 遺言に関する公正証書を作成される方へ」へ記入をしてください。

### ア 誰に対して、何を(どの財産を)引き継がせるのか。

「予備的遺言」を定めておくべき場合があります。

「財産を相続させるAが、遺言者よりも先に死亡した場合や、災害・事故等によって遺言者と同時に死亡したと推定される場合には、Aに相続させるつもりであった財産をBに相続させる。」としておく“予備的・補充的”な遺言のことをいいます。

※ 「予備的遺言」を定めておかないと、「Aに相続させる」とした遺言の効力が生じないで、Aに相続させるつもりであった財産に対しては、法定相続人全員に相続の権利が生じます。

後記「遺言に関するQ&A」Q12もご覧ください。

### イ 「祭祀承継者」を誰に指定するのか。

祭祀承継者とは、墓を引継ぎ、遺言者や先祖の法要を主宰すべき者をいい、これを指定しておくほうがよい場合もあります。

※ 例えば、複数名いる子ども達の一人に家屋敷や多くの財産を継がせる場合などに、「“家”と共に“墓”を守るべき責任もある。」ことを明確にしておくためにも、この指定がなされることがあります。



## ウ 「付言事項」を記述することもできます。

「付言事項」とは、遺言をする方が家族らに言い残しておきたいことを記しておくものです。これを記すことによって、遺言者の思いが遺族に正しく伝わり、相続手続もスムーズに進むとの効果があります。

※ 「付言事項」としては、① 相続人や世話になった人々に対する感謝の思い、② 遺言を残すこととしたわけ、③ 残す家族が仲良く助け合って過ごすことへの願いなどが述べられます。

## エ 「遺言執行者」を誰に指定するのか。

遺言執行者は、登記所や銀行等での名義変更の手続等の、遺言の内容を実現できる人のことをいいます。

相続手続を楽に進めるためには指定しておくべきであり、通常は遺産の多くを引き継がせる方を指定されます。

※ 遺言執行者は、相続人や受遺者でも、後記の証人であっても構いませんし、複数名が指定されることもあります。  
司法書士、行政書士、弁護士等に依頼される方もいらっしゃいます。

## オ 「証人」をどなたにお願いするのか。

遺言公正証書の作成時には、証人2名に立ち会っていただく必要があります。

証人をしていただける適当な方——例えば、友人や知人——が見あたらない場合には、当役場でご紹介いたします。

**※謝礼金が発生します。**

※ 「証人」には欠格事由があり、未成年者、法律上相続人となる方々、遺産を受け継ぐ方々、さらには、これらの方々の直系の血族（子や親）や配偶者の方々は証人となれません。

## (2) 公証役場に事前にお送りいただきたい必要書類について

### ア 別紙 遺言に関する公正証書を作成される方へ(記入用紙)

事前にお伺いしたいことがございますのでご記入お願い致します。ご記入される方は、遺言者ご本人の意思を確認されてるのであれば代理の方でも問題ありません。

### イ 遺言をされる方の印鑑登録証明書

公正証書作成前3か月以内発行のものがが必要です。

### ウ 相続人に財産を引き継がせる場合には・・・

遺言者と財産を引き継がせる相続人との続柄が明らかとなる戸籍謄本(全部事項証明)

※ 相続人にあたるのは、(1) 遺言者の妻や夫、(2) 遺言者の子、(3) 遺言者の孫【この孫の親(遺言者の子)が亡くなっている場合】、(4) 遺言者の兄弟姉妹【遺言者に子や孫がいない場合であって、遺言者の親も亡くなっているとき】などの方々です。

※ 市・区役所、町・村役場等で入手される際には、担当者に対し「遺言を作成するので・・・[遺言者]・・・と・・・[相続人]・・・との“続柄”を公証人に明らかにするために必要」であることを告げて、必要事項が記載されている謄本を入手してください。

### エ 相続人ではない方に財産を引き継がせる(遺贈する)場合には・・・ この相手方(「受遺者」)の氏名・生年月日・住所が明らかとなる資料

可能であれば、受遺者のマイナンバーカード表面のコピー、運転免許証の表裏コピー、住民票、健康保険証コピー など いずれか1点を提出してください。

※ 遺贈の相手方(受遺者)となるの方々としては、(1) 親族ではない知人・友人、(2) 遺言者の孫【この孫の親(遺言者の子)が生存している場合】、(3) 遺言者の兄弟姉妹や甥姪【相続人にあたらない場合】らの方々です。

### オ 予備的遺言を指定される場合には・・・この方の戸籍謄本(全部事項証明)

上記ウの戸籍謄本に予備的遺言者の記載がある場合は、ご用意いただく必要はありません。

### カ 遺産に土地・建物が含まれることになる場合には・・・ その土地・建物の固定資産税等課税明細書(課税通知書)の写し

毎年5月ころに市区役所・町役場から送られます。

- ① ご住所、お名前が記載されている表紙
- ② 土地の地積や建物の床面積、その評価額が記載されている面

※記入用紙に見本を添付しております。

固定資産評価証明書又は名寄帳でも差し支えありません《市区役所・町役場で入手できます。》。

- ◆ 土地・建物の登記簿謄本(登記事項証明書 又は 不動産登記情報)を提出していただく場合がありますが、不動産登記情報は当役場を通じても入手することもできます(入手実費として1通332円が必要です)。

※ 例えば、「A所在の土地は長男に、B所在の土地は二男に相続させる」とする場合には、A Bの両土地の所在・地番等を公正証書に正確に記載するために登記簿謄本等が必要となります。

## キ 遺産に預貯金、有価証券(株式、国債)、投資信託などが含まれる場合

預貯金・有価証券等の通帳・証券・預り証等のコピー(支店名、口座番号・証券番号等の記載のある面のコピー)および最終の残高が記載してある通帳のコピーをご提出ください。

※記入用紙に見本を添付しております。

※ 例えば、A銀行預金は長男に、B銀行預金は長女に相続させるとする場合など、公正証書に口座番号等を正確に記載するために通帳等の関連部分のコピーが必要となります

※ 残高部分のコピーについては、手数料算定のためご提出をお願いしております。

## ク 「遺言執行者」の氏名・生年月日・住所がわかる公的な資料

その方のマイナンバーカード表面のコピー、運転免許証の表裏コピー、住民票、健康保険証コピー など いずれか1点を提出してください。

## ケ 証人(2名)を知人や友人に依頼する場合には… その方の本人確認書類及び職業を記載したメモ

その方のマイナンバーカード表面のコピー、運転免許証の表裏コピー、住民票、健康保険証コピー など いずれか1点を提出してください。

※ 作成当日は証人2名に立ち会っていただく必要があります。

次ページの必要書類チェックシートをご活用ください。

# 《 必要書類チェックシート 》

【 必要書類チェックシート 】書類送付前にご確認ください。

☑	番号	* お送り頂きたい書類 *	補足説明
<input type="checkbox"/>	1	<b>記入用紙</b> 「遺言に関する公正証書を作成される方へ」	記入漏れが無いが、今一度ご確認ください。
<input type="checkbox"/>	2	遺言者の <b>印鑑登録証明書</b>	発行日より <b>3か月以内のもの</b>
<input type="checkbox"/>	3	遺言者の <b>戸籍謄本</b>	発行日より <b>3か月以内のもの</b>
<input type="checkbox"/>	4	財産を引き継がせる相続人の <b>戸籍謄本</b>	遺言者と財産を引き継がせる相続人の続柄が明らかとなるもの。 発行日より <b>3か月以内のもの</b>
<input type="checkbox"/>	5	知人に財産を引き継がせる場合には、この方の <b>運転免許証の両面コピー、住民票、マイナンバーカードの表面コピーなど</b> いずれか1点	氏名・生年月日・住所が分かる 公的な資料
<input type="checkbox"/>	6	予備的遺言者を指定される場合には、この方の <b>戸籍謄本</b> ※上記4の戸籍謄本に予備的遺言者の記載ある場合は不要です。	遺言者と予備的遺言者の続柄が明らかとなるもの。 発行日より <b>3か月以内のもの</b>
<input type="checkbox"/>	7	遺産に土地・建物が含まれることになる場合には… <b>固定資産税等課税明細書(課税通知書)のコピー、固定資産評価証明書、名寄帳など</b> いずれか1点	土地の地積や建物の床面積、その評価額などが分かるもの。
<input type="checkbox"/>	8	遺産に土地・建物が含まれることになる場合には… <b>土地・建物の登記簿謄本(登記事項証明書又は不動産登記情報)</b> 直近数カ月以内に取得したものが <b>ある場合は、ご提出ください。</b>	不動産登記情報は、実費がかかりますが、当役場を通じて入手することが出来ます。
<input type="checkbox"/>	9	遺産に預貯金・有価証券・投資信託などが含まれる場合には… <b>通帳の支店名・口座番号・証券番号などの記載のある面のコピーと概ねの残高を記載してある通帳のコピー</b>	公正証書に口座番号等を正確に記載するため、または
<input type="checkbox"/>	10	<b>有価証券との預託先の証券会社・支店名・残高が分かる書類(証券など)</b>	手数料算定のために関連部分のコピーが必要となります。
<input type="checkbox"/>	11	遺言執行者の <b>運転免許証の両面コピー、住民票、マイナンバーカードの表面コピー</b> などいずれか1点	※氏名・生年月日・住所が分かる 公的な資料。
<input type="checkbox"/>	12	証人をお客様が知人や友人に依頼される場合には、この方の <b>運転免許証の両面コピー、住民票、マイナンバーカードの表面コピーなど</b> いずれか1点	※氏名・生年月日・住所が分かる 公的な資料。

# 遺言に関するQ & A



一部は、日本公証人連合会 ホームページ より抜粋  
<https://www.koshonin.gr.jp/business/b01>

## Q 1 そもそも、遺言とは、どのような意味があるものなのですか？

A 遺言とは、自分の財産について、「自分の死後に、誰に、何を引き継がせるのか」を決めておく遺言者の意思の表示です（遺言には、非嫡出子を認知するなどの身分に関するものもあります。）。

世の中では、遺言がなかったために相続をめぐる親族間で骨肉の争いの起こることが少なくありません。遺言者自らが、自分の遺産を引き継がせる方法を決めておくことによって、法律は遺言者が決めたとおりの効果を認めてくれ、骨肉の争いを防止することができることとなります。

## Q 2 遺言のないときは、亡くなった方の財産は、どうなりますか？

A 遺言がないときは、法律（民法）が、(1)誰が遺産を引き継ぐことになるのか（「**法定相続人**」といいます。）、(2)どのような割合で引き継ぐことになるのか（この割合を「**法定相続分**」といいます。）を定めています。

例えば「子及び配偶者が相続人であるときは、子の相続分及び配偶者の相続分は、各2分の1とする。」（民法）と定めていますので、子や配偶者は、この割合に従って遺産を分けることとなります。

しかし、法律は抽象的な割合を定めているだけなので、「遺産を、どのように分けるのか」という遺産の帰属を決めるために、法定相続人全員で「**遺産分割協議**」をする必要があります。

この「遺産分割協議」が“争族”のはじまりとなることはよく知られています。協議がまとまらない場合には裁判所で解決してもらいますが、争いが長期化・深刻化する事例が後を絶ちません。

遺言で「長男には…、二男には…、長女には…」と決めておけば、法律は遺言のとおり効果を与えてくれますので、争いを防ぐことができます。

また、法定相続分の規定——例えば、複数名の子が相続人であれば、この複数名の子の相続分は等しいものとされます——は、その家族の具体的な状況に当てはめるとき、相続人間の実質的な公平が図られないという場合

も少なくありません。

遺言者が、実質的公平を図ることになると考えた遺産の引き継ぎ方を遺言で決めておけば、残された家族にとっても、ありがたいこととなります。

### Q 3 遺言をするためには、どういうことに注意すればよいのですか？

A 遺言は、法律によって厳格な方式が定められています。定められている方式に従っていない遺言はすべて無効とされます。

遺言の方式には、自筆証書遺言、公正証書遺言、秘密証書遺言という3つの方式が定められています。

「あの人は、生前こう言っていた。」などと言っても、3つの方式には当てはまらないので遺言とはいえませんし、録音テープや動画にとっても、遺言としては法律上の効力は認められません。

### Q 4 「自筆証書遺言」とは、どのようなものですか？

A 「自筆証書遺言」は、遺言者が、紙に、自ら遺言の全文を書き、かつ、日付、氏名を書いて、署名の下に押印することにより作成する方式です。

これまでは全てを自署しなければなりませんでした。平成30年の法改正により、財産目録をパソコンで作成したり、預金通帳のコピーを添付したりして作成することができるようになりました。

しかし、財産目録には、署名押印しなければなりません。

自筆証書遺言は、費用もかからずに簡単に作成できるというメリットがあります。

しかし、デメリットとしては、法律的に不備な内容であるために無効とされるおそれがあります。しかも、誤記を訂正する方式も厳格に定められているために形式不備として無効とされてしまう危険もつきまといまいます。

また、自筆証書遺言は、必ず、家庭裁判所にこれを持参し、相続人全員に呼出状を発送した上での、その遺言書を検認するための「**検認手続**」を経なければなりません。



令和2年7月10日より全国の法務局で自筆証書遺言保管制度が開始されました。詳しくはホームページをご覧ください。

[https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03\\_00051.html](https://www.moj.go.jp/MINJI/minji03_00051.html)

#### Q 5 「公正証書遺言」とは、どのようなものですか？

A 「公正証書遺言」は、公証人が、遺言者のお考えを直接にお聞きして、その真意を正確に文章にまとめて完成させます。

公証人は、法律的にきちんと整理した内容の遺言にしますし、もとより、方式の不備で遺言が無効になるおそれも全くありませんので、公正証書遺言は安全確実な遺言方法であるといえます。

さらに、原本が公証役場に保管されますので、遺言書が破棄されたり、隠匿されたりする心配もありません。

また、公正証書遺言は、家庭裁判所での面倒な手続を経る必要がなく、相続開始後、速やかに遺言の内容を実現することができます。

ただし、公正証書遺言は、費用のかかることが難点と言えるでしょう。どのくらいの費用がかかるかは、後記「遺言に関するQ&A」のQ13をご覧ください。

#### Q 6 「秘密証書遺言」とは、どのようなものですか？

A 「秘密証書遺言」は、遺言者が、遺言の内容を記載した書面（パソコン等を用いても、第三者が筆記したものでも構いません。）に署名押印をした上で、これを封じ、封印して公証人及び証人2人の前にその封書を提出します。

公証人が、その封紙上に日付その他の必要事項を記載し、遺言者及び証人2人と共にその封紙に署名押印することにより作成されます。

なお、公証人は、その遺言書の内容を確認できませんので、遺言書の内容に法律的な不備があって無効となる危険性がないとはいえません。

#### Q 7 「遺留分」とは、どういうことですか？

A 「遺留分」とは、亡くなった方（被相続人）の一定の近親者に留保された——すなわち、遺言や生前の贈与によっても奪うことの出来ない——遺産（相続財産）の一定割合のことをいいます。

例えば、妻、長男と長女がいた方が「全財産を長男に相続させる」という遺言をして死亡されたとしても、妻や長女は、全財産を相続した長男から、一定割合の遺産（遺留分侵害額）に相当する金銭の支払を請求することができます。

ただし、この金銭の支払を請求することのできる権利（「遺留分侵害額の請求」といいます。）は、行使できる期間に制限があり、また、この権利の

行使ができるのは配偶者、直系卑属（被相続人の子、孫ら）及び直系尊属（被相続人の父母、祖父母ら）に限られています。

遺言者の兄弟姉妹や甥姪には遺留分は認められていません。

なお、配偶者や子らの遺留分は、遺言がなかったとすると相続できたはずの財産（法定相続分）の2分の1——例えば、配偶者と子が相続人である場合の配偶者については遺産の4分の1に相当する財産——となります。

## Q 8 遺言が特に必要な場合とは、どのような場合ですか？

A ほとんどの方々について、自分の家族関係をよく考えて遺言をしておく必要があると言ってよいと思います。なかでも、次の1ないし7の場合には、遺言をしておく必要性がとりわけ強く認められるといえましょう。

### 1 夫婦の間に子供がいない場合

夫婦の間に子供がいない場合に、夫が遺言を残さないで亡くなると、夫の財産は、法定相続分に従って、妻が4分の3、夫の兄弟（亡くなっているときは甥姪）が4分の1の各割合を目安として、「遺産分割協議」をして分けることとなります。

長年連れ添って苦楽を共にした妻に、老後の平穏な日々を送らせるためには、また面倒な相続の手続で苦勞をかけないようにするためには、遺言をしておくことが絶対必要となります。

兄弟や甥姪には、「遺留分」がありませんから、遺言さえしておけば、財産全部を妻に引き継がせることができますし、妻は亡夫の兄弟や甥姪に関わることなく楽に相続手続を進めることもできます。

### 2 再婚をし、先妻の子と後妻がいる場合

先妻の子と後妻（どちらも法定相続人です。）との間では、遺産争いが起こる確率も高く、遺言を定めておく必要性が強いといえます。

また、遺言をしておかないと、関係者の死亡の前後によって、思わぬところに財産が移ってしまう可能性があることにも留意が必要です。

例えば、先祖から家屋敷を引き継いだ夫が、後妻との間に子供がいない場合などに、遺言をしておかないと、この家屋敷の権利の多く（場合により全部）が後妻に引き継がれ、その後に後妻が亡くなったときには、後妻の血族（前夫との間の子、兄弟・甥姪）に引き継がれることにもなりかねません。一方で、後妻の平穏な老後の生活のことにも配慮した遺言を工夫しておく必要もあるように思われます。

### 3 亡長男の嫁に財産を分けてやりたい場合

同居していた長男の死亡後、亡長男の妻（嫁）が義父の世話を献身的に続けたとしても、嫁は義父の法定相続人ではありません。



義父は、遺言で「亡長男の嫁にも財産を引き継がせる」と定めておかないと、嫁は何も財産を引き継ぐことができなくなります。

#### 4 内縁の妻に財産を引き継がせたい場合

長年夫婦として連れ添ってきても、婚姻届けを出していない場合（いわゆる内縁の夫婦）には、お互いに相手の法定相続人ではありません。

内縁の夫は、内縁の妻に財産を残してあげるためには、必ず遺言をしておかなければなりません。

#### 5 個人で事業を営み、又は農業に従事をされている場合

家業の基礎となる財産（店舗、工場、作業場、農地）が複数の相続人に分割されると、結局は売却せざるを得なくなるなどして、家業の継続が困難となることがあります。

家業を特定の者に引き継がせる場合には、この引き継ぎが円滑にできるような内容の遺言をしておく必要があります。

#### 6 特別の事情があって特定の方に相応の財産を引き継がせたい場合

上記の各場合のほか、(1)身体障害のある子の将来のために多くの財産を遺したいとか、(2)「任意後見人」に就任してもらって世話になっている親類の方に対し、その労苦に報いるために相応の財産を贈りたい場合などに、その旨の遺言をしておく例もよく見受けられます。

#### 7 相続人が全くいない場合

相続人（子、孫、兄弟、甥姪ら）がいない方の場合に、遺言がないと、特別な事情がない限り、遺産のすべては国庫に帰属します。

相続人ではない遠縁の親類や知人に財産を贈りたいとか、社会福祉関係の団体等に寄付したいなどと思われる場合には、その旨の遺言をしておく必要があります。

### Q 9 遺言は、いつするべきものでしょうか？

A 遺言は、死期が近づいてからするものではありません。

満15歳以上になれば、いつでもすることができます。

遺言は、年老いて認知症が進行したり、死期が迫って昏睡状態に至るなどして遺言の意思と能力がなくなってしまうと、自筆証書遺言はもちろんのこと、公正証書遺言を作成することもできません。

公正証書遺言についていえば、公証人は、「このような遺言をしたい」という遺言者本人の意思を、本人の口から――ただし、口のきけない方でも、文字を書くことができる方であれば公証人の前で遺言の趣旨を自書する（筆談する）ことによって、また、手も不自由で自書のできない方につい

ては通訳人の通訳を通じて申述することによって——直接に伝えていただく必要があります,これができない場合には公正証書遺言の作成はできません。

**Q 1 0 遺言は、後に訂正や取消し（撤回）が自由にできますか？**

**A** 遺言の訂正や取消し（遺言の取消しのことを、法律上は「撤回」と言います。）は、いつでも、何回でも可能です。

ただ、訂正や撤回も、法律が定める遺言の方式に従ってなされなければなりません。

**Q 1 1 障害を抱えた子の将来の面倒を見ることを条件に、第三者に財産を与えるという遺言はできますか？**

**A** 障害を抱えた子の面倒を見てもらえる信頼できる方に対して、面倒を見てもらう代わりに相応の財産を遺言によって贈る（**遺贈**する）ことができます。

財産の遺贈を受ける人（「**受遺者**」といいます。）に一定の負担を与える——例えば、「障害ある子の生活・療養費を、遺贈を受けた財産中から支払わなければならない」とする——遺贈のことを「**負担付遺贈**」といいます。

なお、遺言者が死亡して遺言が効力を生じた後に、受遺者が負担した義務を履行しない場合には、遺言者の相続人は、その履行を受遺者に催告した上で、遺言の取消しを家庭裁判所に請求することができます。

**Q 1 2 財産を妻に相続させる遺言をしようと思いますが、もし、妻が私より先に死亡したらどうなりますか？**

**A** 「妻に…（財産）…を相続させる。」という遺言をしておいても妻が遺言者の死亡以前に死亡した場合には、この遺言の効力は生じません。

「以前」とは、遺言者より先に死亡した場合だけでなく、事故・災害等で遺言者と同時に死亡したと推定される場合も含まれます。

そして、この遺言の効力が生じないことによって、妻に相続させるつもりであった財産については法定相続人全員に相続の権利が認められ、この全員で「遺産分割協議」が必要となり、予期しなかった相続争いが生じる可能性もあります。

このような場合に備えて、「もし妻が遺言者の死亡以前に死亡したときは、妻に相続させるつもりであった…（財産）…を、長男に相続させる。」などと決めておくことができ、これを「**予備的遺言（補充遺言）**」といいます。

## Q 1 3 公正証書遺言を作成する場合の手数料は、どれくらいかかるのですか？

公正証書遺言の作成費用は、手数料令という政令で法定されています。

遺言公正証書作成手数料は、財産の価額、財産を引き継ぐ方の人数、公正証書の枚数(頁数)によって異なりますが、大多数の方々の手数料の総合計金額は、概ね4万円から10万円の範囲内です。

- 1 まず、遺言の目的たる財産の価額に対応する形で、その手数料が、下の表とおり、定められています。

(目的財産の価額)	(手数料の額)
100万円まで・・・・・・・・	5000円
200万円まで・・・・・・・・	7000円
500万円まで・・・・・・・・	1万1000円
1000万円まで・・・・・・・・	1万7000円
3000万円まで・・・・・・・・	2万3000円
5000万円まで・・・・・・・・	2万9000円
1億円まで・・・・・・・・	4万3000円
1億円を超える部分については	
1億円を超え3億円まで・・・	5000万円毎に 1万3000円
3億円を超え10億円まで・・・	5000万円毎に 1万1000円
10億円を超える部分・・・	5000万円毎に 8000円

がそれぞれ加算されます。

- 2 上記の基準を前提に、具体的に手数料を算出するには、次の点に留意が必要です。

### (1) 基本手数料

財産の相続をする人(又は遺贈を受ける受遺者)ごとにその引き継ぐことになる財産の価額を算出し、これを上記基準表に当てはめて、その価額に対応する手数料額(以下「基本手数料」といいます。)を求めます。

相続人(又は受遺者)が二人以上いる場合には、各人ごとの基本手数料を合算して、遺言書全体の基本手数料の合計金額を算出します。

### (2) 遺言加算

遺言によって引き継がせる財産全体の価額が1億円以下のときは、上記(1)によって算出された基本手数料の合計金額に1万1000円の「遺言加算」がされます。

### (3) 証書枚数による加算

遺言公正証書は、通常、原本、正本、謄本を各1部作成し、原本は公証役場で保管し、正本と謄本は遺言者にお渡しします。

原本についてはその枚数（頁数）が4枚を超えるときは超える1枚ごとに250円の、また正本と謄本の交付には1枚（1頁）につき250円の手数料が「証書枚数による加算」として必要となります。

多くの公正証書遺言では、この証書枚数による加算金額は、概ね3000円から7000円の範囲内です。

### (4) 出張による加算

公証人が、病院、ご自宅等に赴いて公正証書を作成する場合には、(ア)上記(1)の基本手数料の50%が加算されるほか、(イ)公証人の日当（2万円、4時間以内1万円）と、(ウ)公証人の公証役場から現地までの往復交通費が必要となります。

## 3 具体例

総額4000万円の財産について、妻に1/2(2000万円)、長男と長女にいずれも1/4(1000万円)ずつの財産を相続させる場合の手数料算定(証書枚数加算は含んでいません)

・ 妻 相続分 (1/2)	2 0 0 0万円	……	手数料	2 3 0 0 0円
・ 長男 相続分 (1/4)	1 0 0 0万円	……	手数料	1 7 0 0 0円
・ 長女 相続分 (1/4)	1 0 0 0万円	……	手数料	1 7 0 0 0円
・ 遺言加算 (遺産総額1億円以下の場合)		……	手数料	1 1 0 0 0円
			合計 手数料	6 8 0 0 0円

妻は1の表の「3000万円まで」の欄に該当して(1)基本手数料は2万3000円、長男と長女はいずれも上記表の「1000万円まで」の欄に該当して(1)基本手数料は2名共に1万7000円ずつとなり、以上3人分の(1)基本手数料の合計金額は5万7000円となります。

この基本手数料の合計金額に、(2)遺言加算（1万1000円）が加算されず。

上記の他に(3)証書枚数加算（概ね3000円から7000円）がなされますので、手数料の総合計金額は7万1000円から7万5000円の程度となります。

# 遺言公正証書の文例

平成\*\*年第\*\*\*号

## 遺言公正証書

本公証人は、遺言者〇〇〇〇の囑託により、証人〇〇〇〇、証人〇〇〇〇の立会いのもとに、次のとおり遺言の趣旨の口述を筆記して、この証書を作成する。

### 第1条（自宅の土地・建物の相続）

遺言者は、その有する下記の不動産を、遺言者の妻〇〇〇〇（昭和\*\*年\*\*月\*\*日生）に相続させる。

#### 記

- 1 土地  
所 在 〇〇市〇〇  
地 番 \*\*番\*\*  
地 目 宅地  
地 積 \*\*. \*\* m<sup>2</sup>
- 2 建物  
所 在 〇〇市〇〇\*\*番地\*\*  
家屋番号 \*\*番\*\*  
種 類 居宅  
構 造 〇〇〇〇  
床 面 積 \*\*. \*\* m<sup>2</sup>

### 第2条（長男居宅の敷地の相続）

遺言者は、その有する下記の不動産を、遺言者の長男〇〇〇〇（昭和\*\*年\*\*月\*\*日生）に相続させる。

- 1 土地  
所 在 〇〇市〇〇  
地 番 \*\*番\*\*  
地 目 宅地  
地 積 \*\*. \*\* m<sup>2</sup>

### 第3条（預貯金等の金融資産の相続）

遺言者は、その有する預貯金等の金融資産の解約・払戻しを受けるなどして換価し、その換価金から遺言者の一切の生前債務（日常家事債務、入院費等）の弁済及びこの遺言の執行に関する費用の支払いに充てた残金につき、前記妻〇〇〇〇、前記長男〇〇〇〇及び遺言者の長女〇〇〇〇（昭和\*\*年\*\*月\*\*日生）の3名に、いずれも3分の1ずつを相続させる。

なお、下記の預貯金、信託受益権及び有価証券も、上記3名に上記のとおり相続させる財産に含まれる。

#### 記

- 1 〇〇銀行〇〇支店に対する全ての預金
- 2 ゆうちょ銀行に対する全ての貯金
- 3 〇〇証券〇〇支店に対する信託受益権及び保護預け中の有価証券等の全ての金融資産

### 第4条（動産その他の財産の相続）

遺言者は、第1条から第3条までに記載した財産を除き、遺言者の有する手許現金、動産（家財家具等）、指名債権（貸付金）その他の財産の全部を、前記妻〇〇〇〇に相続させる。

### 第5条（予備的遺言）

前記妻〇〇〇〇が遺言者に先だって死亡したとき、又は遺言者と同時に死亡したときは、遺言者は、この遺言において上記妻〇〇〇〇に相続させるとした財産の全部を、前記





人生の最期を迎えるにあたっていろいろな準備、具体的には、財産の相続を円滑に進めるための計画、葬儀や墓の準備などのために次のような公正証書を利用することができます。

### 遺言公正証書

遺言とは、自分の財産について「自分の死後に、誰に、何を引き継がせるのか」を決めておく遺言者の意思の表示です。世の中では、遺言がなかったために相続をめぐる親族間で骨肉の争いの起こることが少なくありません。遺言者自らが、自分の遺産を引き継がせる方法を決めておくことによって、法律は遺言者が決めたとおりの効果を認めてくれ、骨肉の争いを防止することができることになります。

### 死後事務委任

本人（委任者）が、お願いされる方（受任者）に対して、

- ①生前に支払うべきであったお金の支払い
- ②返してもらえないはずのお金の受け取り
- ③葬儀や埋葬の主宰
- ④遺産を一次的に管理してもらえ人の選任の申立て

などを委任しておく内容のものです。



### 尊厳死

過剰な延命治療を打ち切って、自然の安らかな死を迎えることを望む方が、増えています。意識のはっきりしているうちに、そのような意思を公正証書に遺すことができます。



### 任意後見契約

生活、療養看護及び財産の管理をお願いする契約です。将来、本人の**判断能力が低下した時点で**、効力が発生します。

本人（委任者）が、お願いされる方（受任者）に対して、

- ① 不動産等重要財産の保存（修理）・管理（利用）・**処分（売却）**
- ② 銀行等との取引（預貯金の払戻し、定期の解約）
- ③ 収入（年金等）の受領、費用（公共料金支払い）
- ④ 身上監護（入院・施設入所、介護福祉サービス）契約
- ⑤ 生活に必要な大きな買い物（家具車椅子、介護ベッド等）
- ⑥ 役所関係の手続（税金納付、還付、登記住民登録）

などを委任しておく内容のものです。



## 追加

### 委任契約

本人の**判断能力が低下する前**の時期から、受任者に生活、療養看護及び財産の管理の事務を委任しておく契約です。委任契約と任意後見契約を締結しておけば、委任契約により体が不自由な状態になったときから面倒を見てもらうことができ、認知症等になっても任意後見契約にスムーズに移行することができます。



## 動画のご案内

より分かりやすいご案内として動画もご覧いただけます。  
下記QRコードからアクセス可能です。ぜひご覧ください。

### 春日部公証役場 ホームページ



デジタルパンフレットのダウンロードはこちらから👉  
<https://kasukabe-notary.jp/pamphlet/>



## 動画



### 公証人の動画

インターネットから動画をご覧いただくことが可能です。

《チャンネル名》

日本公証人連合会 公式チャンネル

《タイトル》

知っていればとても助かる

公証人ってどんな人？

《URL》2020/10/09

<https://www.youtube.com/watch?v=QopjGei5hLs>



### 遺言 公正証書の動画

インターネットから動画をご覧いただくことが可能です。

《チャンネル名》

日本公証人連合会 公式チャンネル

《タイトル》

遺言は大切な人に残せる最後の贈り物  
(改訂版)

《URL》2023/01/26

<https://www.youtube.com/watch?v=R1BYsnN98Os>



### 任意後見契約 公正証書の動画

インターネットから動画をご覧いただくことが可能です。

《チャンネル名》

日本公証人連合会 公式チャンネル

《タイトル》

任意後見契約は老後の不安に備える  
ご自身と家族のための安心設計

《URL》2023/03/16

<https://www.youtube.com/watch?v=mDYXDKOTbf4>



### 任意後見契約 公正証書の動画

インターネットから動画をご覧いただくことが可能です。

《提供》

一般財団法人 民事法務協会

《タイトル》

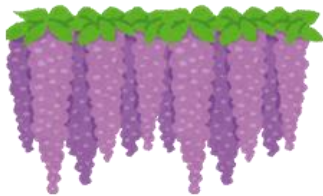
伝えたい、実現したい自分の生き方～  
三遊亭円楽が案内する任意後見制度

《URL》2010/09/

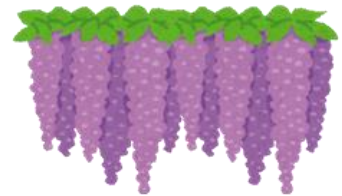
[https://www.minji-houmu.jp/seinenkouken/nini\\_dvd.html](https://www.minji-houmu.jp/seinenkouken/nini_dvd.html)







# 春日部公証役場



**MAP** 春日部駅西口を出てすぐ、駅から見える場所です。

**徒歩で来所の場合**



**車で来所**



みずほ銀行  
三井住友銀行

春日部駅  
西口 ● 交番

ロータリー

**外観**



**駐車場**

大栄パークをご利用ください。  
(1時間まで無料)



入口



役場入口は、銀行入口ではなく、駐車場との間にある入口です。

**入口**



エレベーター

平面駐車場

エレベーターで3階にお越しください。



## 【駐車場のご案内】

駐車場は、**埼玉りそな銀行横のコインパーキング**をご利用ください。  
なお、駐車券を受付までお持ちいただければ1時間無料で割引させていただきます。